

平成 28 年 12 月 6 日

青森県(初発例)および新潟県(2例)での 高病原性鳥インフルエンザ発生農場の調査概要。 再度、防疫対策の徹底をお願いします。

11 月 28 日、青森県青森市内の食用アヒル飼育農家で今シーズン初めて高病原性鳥インフルエンザ発生が確認されました。その後、新潟県関川村および上越市内の養鶏場、また青森市内の食用アヒル飼育農場の関連農場で発生が確認されました。

農林水産省および両県では、今回の発生の要因を把握するために疫学調査チームを設置し、現地調査を踏まえた調査概要が報告されたので情報提供いたします。

調査概要のポイントは、以下のとおりです。

- ① 3 農場（青森県の 2 例目を除く）とも、農場のすぐ側や近隣に、水鳥が飛来するため池や沼があり、現地調査の際に多くの水鳥が観察された。
- ② 3 農場とも、従業員が家きん舎に入る際に長靴消毒や車両消毒の実施、野鳥等の侵入防止するための金網の設置など発生予防対策が講じられてきたが、家きん舎の壁や金網の一部に、野鳥を含む野生動物が侵入可能な破損箇所が確認された。

今回発生した農場はいずれも発生防止対策を講じていましたが、完全に野生動物の侵入を防止することはできませんでした。実際、ネズミやスズメ、カラスなどが家きん舎内に侵入しているのが確認されています。

改めて、家きんを飼養している皆様には、家きん舎の内部及び外部から詳細に緊急点検し、十分でない場合には早急に修繕して下さい。

併せて、家きん舎周囲等に消石灰を散布するなど農場内の消毒や作業靴の底の消毒を徹底しウイルスの持込を防止するとともに、再度飼養衛生管理基準を順守し本病の発生防止に努めるようにお願いします。

1 日の鶏の死亡羽数が増えた場合や元気消失などの異常を認めた場合は、直ちに家畜保健衛生所にご連絡下さい。

問合せ先

家畜保健衛生所 0776(54)5104

嶺南家畜保健衛生センター 0770(45)0191